

法定利率は交通事故の損害賠償額の算定などにも関わっていて、法定利率が下がるほど損害賠償額が高くなります。保険金の支払額が増えれば保険会社の負担が増し、自動車保険料が引き上げられる可能性があると予想されています。

※法律の範囲内で当事者間で特別に定めている場合はその利率を適用

個人が事業用の融資の保証人による保証意思の確認手続きが必要になり、公正証書の作成が義務付けられます。また、個人が事業用の融資の保証人による場合、今後は公証人にによる保証意思の確認手続きが必要になります。※一定の要件を満たせば保証意思確認が不要

行でした。改正後は、「人の生命または身体を害する不法行為には特則が定められ「被害者が損害及び加害者を知った時から5年間、または不法行為時から5年間」に延長されます。

※不法行為とは、故意や過失によって損害を発生させること



**法定利率の
引き下げと
変動利率の導入**

法定利率とは、お金の貸し借りなどの際に、※当事者間で利率を定めていない場合に適用される利率のことです。現行では法定利率は年5%ですが、改正後は年3%に。現在のようなゼロ金利時代といわれるなかで、法定金利が高すぎて現実的でないことが引き下げの背景です。今回の改正では利率を固定せず、市場金利の実情に合わせて3年ごとに見直す変動利率の条項が設けられています。

「保証人になつてはいけない」
一度はこのフレーズを聞いたこと
があるかもしません。今まで
保証人は保証を引き受ける時
点で債務者の返済能力、保証の
リスクなどの十分な情報提供を
されることもなく、融資を受け
た本人が返済できないと、保証
人が突然債権者から支払いを求
められ破産してしまふこともあ
りました。そこで、保証人の保護
をより強化するルールに変更さ
れます。事業のたかの保証人こ

「消滅時効」に関する見直しについて

権利を行使しないまま一定期間が経過した場合に、その権利を消滅させる制度を「消滅時効」といいます。この消滅時効規定に関しても改正が行われます。ここでは生命・身体の侵害による損害賠償請求権の時効期間について説明します。他者から故意や過失によって被害を受けた場合に、損害賠償請求する権利は、「被害者が損害及び加害者を知った時から3年間、または不去で鳥寺から10年間」が見

今回のまとめ

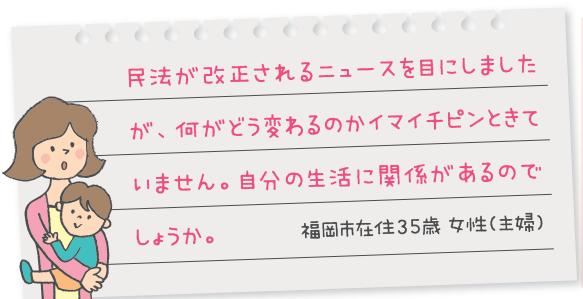
民法は家庭や仕事、私たちの日常生活に關わる法律です。120年ぶりの改正が多岐にわたって実施されます。契約や保証に關わる変更もありますので、関心を持って一つひとつ確認していただきたいと思います（詳しい改正内容は法務省のHPでチェック）。



ファイナンシャルプランナーが解説

2020年春、 120年ぶりの民法改正!

4月1日から民法が改正され、様々なルールが変更されます。改正のポイントをファイナンシャルプランナーが解説します。



1896年に制定された民法ですが、この4月1日に120年ぶりに改正が行われます。私たちの生活に関連する内容も含まれています。ポイントを確認しておきましょう。

おさえておきたい 3つのPoint!



民法は、家庭や仕事などで起こりうるトラブルに対応するために定められたルールです。1896年に定められたままこれまでほとんど改正されていませんでした。社会や経済の変化などに伴い、現代の生活にそぐわないルールがあったり、国民にも分かりにくくと指摘されてきた背景があり、今回、大きな改正が行われ、4月1日より施行されます。

200項目ほど改正されるので、全てを網羅するのは難しいかもしれません。

ここでは120年目の改正のポイントとなる「法定利率の見直し」「保証ルールの変更」「時效制度の改正」について詳しく解説していきます。

